

第 6647 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 3月 24日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 還付加算金

Q : 私は個人事業者です。去年は税金の還付があり、還付加算金も受け取りました。この還付加算金は、どのような取扱いになるのですか？

A : 雑所得になります。

【解説】

源泉所得税額などの還付金を受け取った場合や、更正の請求などにより生じた過誤納金の還付金を受け取った場合には、納付があった日から、支払決定日までの期間に応じた、還付加算金が加算されます。

還付加算金は、国税を滞納した場合に延滞税が課されることとのバランスを考慮したもので、一種の利息にあたるものなのですが、令和2年の場合は利率が年1.6%になっています。

この還付加算金は、事業用以外の貸金の利子と性格が類似しているということで、税務では、雑所得として取り扱われることとなっています。

したがって、お尋ねの場合は、令和2年分の確定申告で雑所得として申告しなければならないことになります。

なお、給与所得者が還付加算金をうけた場合は、還付加算金の金額（雑所得の金額）が20万円以下であれば、確定申告をする必要はないこととされています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】